

神奈川県と株式会社ファーストクラスとの協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社ファーストクラス（以下「乙」という。）は、乙が食品ロス等削減を目指し提供するサービス「クローズドマート」を活用することにより、別表に定めるSDGsの推進に向けて取り組む企業・団体（以下「企業等」という。）に所属する従業員等（以下「従業員等」という。）の福利厚生の充実や、社会的課題解決に取り組む団体、県への寄附を行うため、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が、SDGsの推進に向けて食品ロス等削減により社会的課題解決の促進を図り、もって従業員等の福利厚生の充実及び社会的課題解決に取り組む団体、県への寄附を行うことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ以下の役割を担う。

【甲の役割】乙とともに、乙の提供するクローズドマートの利用に関する周知活動を企業等に対し行う。

【乙の役割】企業等に対するクローズドマートの提供並びに従業員等のクローズドマートの購入金額の一部及びクローズドマートの利用者から乙に寄附されたクローズドマートのポイントを、社会的課題解決に取り組む団体、県へ寄附する。

（クローズドマートの利用）

第3条 企業等によるクローズドマートの利用は、乙と企業等との契約による。

2 企業等によるクローズドマートの利用にあたり、乙と企業等間で生じた一切の紛争について、甲は責任を負わない。

3 乙は、自己の責任でクローズドマートを提供するために必要な許可の取得または届出等を行い、その他関連する法令の規制・基準を遵守するものとする。

（団体への寄附）

第4条 乙は、寄附先、寄附額、寄附の時期について、甲との協議を経て決定する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、契約締結日より2年間とする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から2年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第6条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。
- (1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。
 - (2) 相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。
 - (3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。
- 3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この協定の履行において取得した従業員等の個人情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、個人情報保護法その他の関連法規を遵守し、厳格・適正に保護・管理するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(附則)

甲乙間で令和5年9月1日付け締結した「神奈川県と株式会社ファーストクラスとの協定」については、本協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和7年 10 月 24 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都渋谷区恵比寿西2-3-15

エビスエイトビル8階

株式会社ファーストクラス

代表取締役社長 小笠原 慎

別表

企業等
かながわ SDGs パートナー
地方職員共済組合神奈川県支部
神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
公立学校共済組合神奈川支部
一般財団法人神奈川県厚生福利振興会
神奈川県中小企業団体中央会